

NEWS LETTER

2021年 5月号

ゴールデンウィークも終わりましたが、今年はコロナの影響で、自宅で過ごされた方も多かったのでは、ないでしょうか。コロナの感染が急増しており、非常に心配です。慣れが出ているかもしれませんが、油断せず引続き新しい生活様式の実践や感染防止対策の徹底を行って行きたいと思います。

掲載内容に関しましてご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問合せ下さい。

〒856-0828 長崎県大村市杭出津三丁目395番地7
司法書士・土地家屋調査士・行政書士平野旅人総合事務所

代表 平野 旅人

電話0957-46-6133 FAX0957-46-6134

メール:nrn14982@nifty.com

●遺産分割協議のやり直し

相続が発生した場合、その相続人全員が協議を行い、その遺産をどう分けるか話し合いを行います。これを遺産分割協議と言います。この遺産分割協議、後から、やり直しができるのでしょうか？

遺産分割のやり直しは原則できません。遺産分割協議は、協議が調えば終了します。協議の内容は遺産分割協議書に記載され、共同相続人が各自、自分が相続することになった遺産についての相続手続きを済ませます。やっぱり自分が土地を相続したい！と思ったからといって、やり直しをしなければならないとなると、いつまでたっても遺産分割協議は終わりません。原則、遺産分割協議は合意をしたら終了して確定します。

ただし、例外はあります。まず、遺産分割協議が無効・取消ができるような場合には、遺産分割協議がやり直しになります。

例えば、相続人全員が参加していないなど遺産分割協議が無効である場合には、遺産分割協議はやり直しとなります。また、遺産分割協議にあたって詐欺や強迫が用いられた場合には取り消すことができ、遺産分割協議はやり直しとなります。

次に、遺産分割協議について遺産分割協議を行った全員の合意がある場合です。遺産分割協議をしたものの事情が変わって当事者全員が別の分け方がよかった、ということもあります。この場合には再度の遺産分割協議を認めてもよく、やり直しをすることになります。先日、次のような事例がありました。亡Aさんには、相続人として、奥さんのBさん、そして子供さんのC、Dさんがいます。Aさんの遺産をすべて奥さんのBさんが相続する内容の遺産分割協議を行い、その後Bさんが死亡しましたが、実は、C、DさんはAさんとBさんの子供ではなく、Aさんと前妻の子供で、BさんとC、Dさんは養子縁組をしていなかったという事例です。この事例、どういう問題があるかと申しますと、C、Dさんのお父様の遺産をC、Dさんが承継できないこととなります。

Aさんから遺産を承継したBさんの相続人は、Bさんに子供さんが無く、Bさんの両親も亡くなっていれば、Bさんの兄弟姉妹になります。よって、このままでは、Aさんの遺産は、Bさんの兄弟姉妹に承継されることとなります。

そこで、遺産分割協議のやり直しを検討します。やり直しを行うには、全員の合意が必要ですが、Bさんはお亡くなりになっておりますので、その権利義務を承継したBさんの兄弟姉妹とC、Dさんとで、遺産分割協議を合意の上、解除し、再度、協議を行うということになります。



●会社の解散

会社の解散とは、会社の事業をやめることをいいます。会社の事業を止める際には、様々な利用があると思いますが、解散をするためには、株主総会（社員総会）を開いて解散を決議することにより行います。

この解散決議により、会社を清算して法人格を消滅させるための手続きがスタートすることになります。

株主総会により、解散を決議し、また清算人を決めた後は、その内容を登記します。

この清算人が、会社を終了させるための色んな手続きを行って行きます。

まず、会社の清算する際には、会社に対して債権を持っている会社や個人に対して名乗り出て弁済をうける機会を与えることが必要です。これを、「公告・催告」といいます。

まず公告ですが、これは公に知らせる手続きを言います。会社は、解散後に、官報で、会社の債権者に債権の申出を促す公告手続きを行わなければなりません。官報とは政府が発行する公の広報誌のようなものです。

次に催告ですが、公告とは別に、会社が認識している債権者については、個別に文書で通知して、債権の内容について申し出るように、促すことが必要です。

公告、催告の後は清算事務として、取引先との契約の解除、会社財産の売却、換金、売掛金や貸付金などの債権がある場合はその取立、そして債務の弁済を行います。

債務の弁済が終わり、会社に残っている財産があれば、株主に分配します。これが残余財産の分配です。

清算人は、原則として、会社の全ての債務を弁済した後でなければ、株主に会社財産を分配することができません。これに違反して財産を分配した時は、会社は、各株主にその返還を請求することができます。

この残余財産の分配は、金銭をもって行うことを原則としますが、金銭以外の財産（不動産等）をもって行うこともできます。

解散した会社が不動産を所有し、その不動産を売却することなく、直接、その不動産の名義を株主に変更することも可能です。

登記原因は、「〇年〇月〇日残余財産の分配」とし、会社（清算人）が登記義務者、株主が登記権利者となり、登録免許税は評価額の1000分の20で計算した額となります。



● ミニ情報

法務局による遺言書保管制度

遺言書保管制度が始まり、10か月程が経過しました。手続きの流れをご説明します。

まず、法務局へ持参するものですが、自筆証書遺言、遺言者の住民票(本籍地入り)、遺言書保管申請書(3,900円の収入印紙を貼付したもの)、身分証です。

特に難しい書類はありません。財産を渡す相手の戸籍謄本もいりませんし、遺言者自身の戸籍謄本すら不要です。3,900円の収入印紙については、法務局の収入印紙売り場で購入することもできます。また、窓口で他人(身内も含む)の同席は認められず遺言者自身で法務局職員と対応する必要があります。

無事に受け付けられたら「保管証」がもらえます。法務局に預けられた遺言書は全て保管番号で管理をされるようで、変更等の届出や遺言書情報証明書を相続人が請求する場合にも、保管証があった方が便利のようです。なお、この保管証は再発行はできないようです。

会社の代表者の変更登記

会社の代表者を変更した際は、登記を行う必要があります。

代表者の変更には、様々なパターンがあります。例えば、株式会社の代表取締役Aが、代表を辞任し、平取締役になり、取締役がBが代表取締役になる場合です。この場合は、Aの代表を辞任する旨の辞任届(会社の登記印を押印するか個人の実印を押印し印鑑証明書添付)と代表取締役を選任した際の取締役会議事録等(Aが代表取締役として、会社の登録印を押すか、全員の実印及び印鑑証明書)等を添付して法務局へ申請を行います。

また、その際に、会社の印鑑登録をBに変更する手続きも一緒に行う必要があります。

この会社の役員変更は、会社ごとに必要な書類が変わってきますので、詳細はご相談ください。



● コラム?・・・

先月、雲仙市小浜町にドライブに行ってきました。

密を避け、たどり着いたのは、小浜神社です。

古来「湯の神」と称して祀られたそうです。



コロナが収束することを願ってきました・・・

ゴールデンウィークも終わりましたね。

次は、お盆に向けて、仕事がんばります！



● 事務所紹介

事務所の概要

当事務所は、平成18年開業、長崎県大村市に位置し、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、マンション管理士として、お客様からの幅広い相談に対応しております。地域に根ざし、迅速なサービスを心がけています。

〔平野旅人総合事務所〕

(司法書士、土地家屋調査士、行政書士、マンション管理士、海事代理士)

住所:長崎県大村市杭出津3丁目395-7

TEL:0957-46-6133 FAX:0957-46-6134

フリーダイヤル:0120-786-712 メール:nrn14982@nifty.com

主な取扱業務

- ①不動産の売買による所有権移転登記
- ②不動産への住宅ローン等の担保権設定登記
- ③不動産の贈与、その他の原因による所有権移転登記
- ④住宅ローン完済による担保権抹消登記
- ⑤建物新築時の建物表題登記
- ⑥建物の増築、物置等の建築による建物表題変更登記
- ⑦建物の取壊しによる建物滅失登記
- ⑧地目の変更、合筆登記
- ⑧不動産売買契約書、賃貸借契約書等の各種契約書作成
- ⑩農地法の許可申請(農地以外への転用申請に必要な設計図面作成は含みません)
- ⑪太陽光発電設備設置等に伴う動産譲渡登記、債権譲渡登記
- ⑫相続手続に必要な戸籍等の収集、遺産分割協議書等の作成
- ⑬相続による不動産の名義変更、預貯金等の名義変更
- ⑭遺言書の作成サポート
- ⑮相続放棄手続に必要な書類作成、書類取得
- ⑮会社、法人の設立、役員変更、本店移転、増資等による変更
- ⑰離婚調停、訴状等の裁判所関係書類作成、簡易裁判所における訴訟代理
- ⑱成年後見、任意後見等の書類作成、後見人等への就任

